

一般社団法人 群馬県診療放射線技師会 内部規程

1. 部及び委員会設置に関する規程

- 第1条 この規程は、一般社団法人群馬県診療放射線技師会(以下「本会」という。)の目的の達成及び事業遂行のため設置する部及び委員会の組織について必要の事項を定めるものとする。
- 第2条 部及び委員会の部長及び委員長(以下「長」という)は、理事が当たり、これを代表する。
- 第3条 部及び委員会の部・委員の選出方法、部・委員数、任期、欠員を生じたときの補充、補充者の任期その他必要な事項は、長が変更することができる。
- 第4条 部及び委員会は、随時、必要に応じて長が召集する。
- 第5条 長は、委託された事項を速やかに処理し、会長に答申しなければならない。
- 第6条 必要と認められる場合においては、部及び委員会を新設することができる。
この法人の部及び委員会は、以下の通りである。
総務部、財務部、教育部、渉外広報部、学術研修部、編集部、女性部、管理士部、組織部、福利厚生部、表彰委員会、以上。
- 第7条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

2. 総務運営規程

- 第1条 この規程は本会の総務運営及び厚生を行なうのに必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 総務理事は、会長の統括の下に会務及び一般事務を行うとともに、会務の推進を図る。
2 総務は選出理事の中から会長が選任する。
- 第3条 総務は、その事務の執行に当っては、理事の要請があった場合遅滞なく、その業務を行う。
2 総務は業務にあたり、多額支払いに際しては財務担当理事(以下「財務理事」という)に相談してその任にあたる。
- 第4条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

3. 財務処理規程

第1章 総則

- 第1条 この規程は、本会の財務に関する基準を確立し、事業の能率的な運営に資するとともに予算の適正な執行を図ることを目的とする。
- 第2条 本会の財務に関しては、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。
- 第3条 本会の会計に関しては、別に定める帳簿を備え、整然とかつ明瞭に記録しなければならない。

第2章 予算

- 第4条 本会の一会計年度における歳入歳出は、すべてこれを予算に編入しなければならない。
- 第5条 歳出予算のうち、その性質上又は予算成立後の事由等に基づき、当年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ理事会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。
- 第6条 財務理事は、年度開始前までに、翌年度事業計画にのっとり、これに伴う予算を作成しなければならない。
- 第7条 財務理事は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを理事会に提出しなければならない。
(1) 予算決定後に生じた理由に基づき特に緊要となった経費の支出又は債務の負担を行うため必要な予算の追加を行った場合
(2) 予算作成後生じた事由に基づいて予算に追加以外の変更を加える場合
- 第8条 歳出予算については、予算執行上の必要に基づき、あらかじめ理事会の議決を得た場合を除き、大科目及び中科目の間において相互に流用することができない。
- 第9条 予備費は、財務理事が管理する。
2 各担当理事は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作成し、財務理事に提出しなければならない。
3 財務理事は、前項の要求を調査し、必要に応じ調整を加え、予備費使用書を作成し、

理事会の決定を求めなければならない。ただし、あらかじめ理事会の決定を経て財務理事の指定する経費については、理事会の決定を経ることを必要とせず、財務理事が、予備費使用を決定することができる。

第3章 決算

第10条 財務理事及び総務理事は、収支計算書及び次に掲げる調書を次期決算総会に提出しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 事業報告書
- (3) 監事の監査報告書

第4章 契約

第11条 本会の契約事務は、財務理事がつかさどるものとする。

第12条 契約に際し、次の各号に掲げる場合は、原則として当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。ただし、必要がある場合には、最高又は最低制限価格を設けることができる。

- (1) 予算価格が100万円以上の財産の買入れ又は経費の支弁をするとき。
- (2) 予定価格が100万円以上の財産の売払いをするとき。
- (3) その他競争入札をすることが有利と認めるとき。

2 競争入札をするときは、2人以上の入札者を指定するものとする。

第13条 次の各号に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 法令により価格の定められている物資を購入するとき。
- (2) 国、公法人又は公益法人と契約するとき。
- (3) 予算価格が100万円未満の財産の買入れ又は経費の支弁をするとき。
- (4) 契約締結後必要を生じたもので、既に契約した部分と分離することができず、又は分離することが不利と認めた場合において、同一契約をするとき。
- (5) 競争入札によることが特に不利又は不相当と認められるとき。
- (6) 競争入札によっても入札者又は落札者のないとき。
- (7) 落札者が契約しない場合において、その落札金額の範囲内で契約するとき。

2 随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を取らなければならない。

第14条 契約を締結しようとするときは、原則として、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

第15条 この規程は理事会の決議によって改正することができる。

4. 旅費規程

第1条 この規程は、会務のために出張する役員に支給する旅費及び交通費について必要な事項を定めるものとする。

第2条 会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第3条 旅費及び交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により算出する。

第4条 前条により出張する場合は、次の旅費を予算の範囲内において支給する。

- (1) 鉄道費 普通旅客運賃
- (2) 船賃 普通旅客運賃
- (3) 航空賃 普通旅客運賃
- (4) 車賃 鉄道旅行以外の陸路旅程に応じた普通旅客運賃。
- (5) 宿泊費 実費とする。但し最高限度額を1万円とする。但し重複支給はしない。
- (6) 自家用車使用料 公共交通機関を利用した額に準ずる。

2 下車駅が100km以上の場合は、特急料金を支給することができる。

3 会務のために出張する会員に支給する旅費及び交通費は、これに準ずる。

第5条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

5. 会計監査規程

第1条 この規程は、本会の会計監査について必要な事項を定めるものとする。

第2条 監査は、次に掲げる事項についてこれを行う。

- (1) 支出入現金及び預金の出納保管に関する状況
- (2) 有価証券出納保管に関する状況
- (3) 備品の保管及び受払の状況
- (4) その他必要と認められた事項

第3条 監査は、年1回とし、監事又は理事会において必要と認められたときは臨時監査を行う。

第4条 監事は、監査結果を理事会及び総会に報告しなければならない。

第5条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

6. 会費納入規程

第1条 この規程は、会員の会費納入について必要な事項を定めるものとする。

第2条 会員は、会費を年度当初納入するものとする。(最終納入期限9月30日)

- 2 定款第7条の正会員会費は年額8千円とする。
- 3 定款第7条2の賛助会員会費は年額3万円とする。
- 4 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第3条 会費が一年を超えて納入されないときは、当該会員に対し会誌等の送付を休止する場合がある。但し、さかのぼり合わせて会費が完納された場合は、その時点より、当該会員に対する会誌等の送付を復活する。

第4条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

7. 会員登録に関する規程

第1条 この規程は、会員の入退会に関する細部手続きについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 本会に入会を希望する者は、会長に対し、入会申請を行い、初年度会費を所定の納入方法により納めるものとする。

- 2 正会員の入会金は3千円とする。但し技師籍登録年度内の者及び転入会員は入会金納入義務を免除する。
- 3 賛助会員は入会金納入義務を免除する。
- 4 再入会を希望する者の入会金は次の通りとする。
 - (1) 定款8条にて退会した者は、3千円とする。
 - (2) 定款10条にて資格喪失者になっているものは、1万円を支払うことにより権利を復活させることができる。

第3条 会員としての資格は、会長が入会を承認した日に始まり、資格を喪失した日に終わる。

第4条 会員は、入会時届け出た事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を本会に届け出るものとする。

第5条 会員が退会しようとするときは、退会年度までの会費を完納後、退会届けを会長に提出しなければならない。ただし、新年度に入っても4月末日までに退会届を提出した者は、この限りではない。

第6条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

8. 表彰等に関する規程

第1条 本会の会員で次の各号に該当する者は、本規程により表彰する。

- (1) 勤続20年に達する者
- (2) 本会の発展に功績が顕著である者
- (3) 本会の名声を高揚する研究、発明、発見又は考案を行った者

第2条 表彰の審査は、会長委嘱の委員会の選考による答申に基づき、理事会で評議して決定する。但し、いずれも当該年度の会費完納者であること。

第3条 表彰は、決算総会において会長が行う。

- 2 特別に必要があるときは、その都度行うことができる。

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

第5条 本会事業の遂行に当たり積極的に協力又は援助した者に対し、感謝状を贈ることができる。

第6条 本会から、叙勲、大臣表彰、知事表彰等の申請又は推薦を行う場合は、本規程第1条から第2条に準じて行うものとする。

第7条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

9. 役員選出規程

第1章 総則

第1条 定款第22条の役員を選出はこの規程によって行う。

第2章 選挙管理委員会

第2条 役員選出を行うために選挙管理委員会をおく。

- 2 選挙管理委員会の構成は次のとおりとする。
 - (1) 委員長 1人
 - (2) 委員 4人
- 3 委員は理事会において選出する。
- 4 委員長は委員の互選により定める。

第3条 選挙管理委員会は役員選挙に関する次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 役員候補者届の受理、資格審査、候補者指名の公示
- (3) 投票及び開票の管理と、当選の確認
- (4) 選挙結果の報告
- (5) その他選挙管理に関する必要な事項

第4条 委員が役員に立候補するときは、委員を辞任しなければならない。

- 2 委員は委員長に委員長は会長に届け出るものとする。
- 3 前項の場合の委員の補充は委員会と理事会にて協議決定する。

第3章 役員(理事、監事)の選出

第5条 役員に立候補しようとするものは役職種を明記の上告示日より14日以内に届出なければならない。

- 2 役員候補者を推薦する場合も前項同様の期日までに届け出なければならない。但し、この場合本人の同意を必要とする。

第6条 理事の選出は、下記により行う。

- 2 地区別の理事の基数は下記による。
 - 前橋地区 7人
 - 東毛地区 7人
 - 西毛地区 4人
 - 北毛地区 2人

第7条 前条の地区別は下記による。

前橋地区:前橋市
東毛地区:伊勢崎市、太田市、桐生市、館林市、みどり市、邑楽郡、佐波郡
西毛地区:高崎市、安中市、藤岡市、富岡市、甘楽郡、多野郡
北毛地区:渋川市、沼田市、吾妻郡、利根郡、北群馬郡

- 2 前項の地区別は勤務地の所在地あるいは自宅住所地とし、県外勤務者及び在宅者は自宅住所地をもって所属地区とする。

第8条 第6条の理事の選出に際しては現職理事(当該地区)が選挙管理委員会の指導のもとにこれにあたり、地区の承認と本人の承認を得なければならない。

- 2 前項によって選出された理事名は遅滞なく選挙管理委員会に報告しなければならない。

第9条 前条によって選出された理事名は選挙管理委員会より総会に報告し出席会員の承認を得なければならない。

第10条 役員(理事、監事)の定数は定款第21条第1項のとおりとする。

- (1) 理事は15名以上23名以内。
- (2) 監事は2名以内。

第11条 前条における立候補者数(推薦候補者も含む)が定足数に満たない場合は定足数に役職種を明記の上再公示する。

- 2 前項の締切日は再公示日より14日間とする。

第12条 選挙は立候補届け出者が役員定数を越えている場合に総会出席会員の無記名投票によって行い、投票方式は理事、監事共に連記制とする。

第13条 投票はつぎの順序によって行う。

(1) 理事

(2) 監事

第14条 当選者は高点順に定める。

第4章 無投票当選

第15条 各選挙を通じ締切日を過ぎても候補者数が役員定員を超えないときは投票せずに当選を決定できる。

第5章 役員(会長、副会長、常務理事)の選出

第16条 定款第21条第2項により会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。会長においては、総会の場において理事の中から会長候補者を選出することもできる。

2 会長候補者の選挙は、総会出席会員の無記名による投票によって行う。

3 当選者は、最も高得点を得たものとし、投票総数の過半数を得ていることとする。

第6章 定足数の不足

第17条 役員而立候補が定足数に達しない場合、又は立候補者がいない場合は選挙管理委員会は役員選考委員会に役員を選出を付託する。

第18条 選挙管理委員会は役員選考委員会により選出された役員名を役職名とともに総会に公示し出席会員の承認を得なければならない。ただし会長については信任投票を行う。

第7章 役員選考委員会

第19条 役員選考委員会は理事会によって選出する。

第20条 委員会の構成は下記による。

(1) 委員長 1人

(2) 委員 4人

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員の資格は選挙管理委員会と重複せず選挙管理委員会に準ずる。

第21条 役員を選考は選挙管理委員会より付託のあったもののみについて選考し選出する。

2 前項の場合必要があれば名誉会員の出席を得て、その意見を聴することができる。

第22条 役員選考委員会は選挙管理委員会より付託があった日より21日以内にその結果及び経過を選挙管理委員会に報告しなければならない。

第23条 名誉会員は、役員選考委員会より選出された役員の就任要請の依頼があった場合、速やかに履行するものとする。

第8章 選挙権及び被選挙権

第24条 選挙権及び被選挙権は選挙日1ヶ月前に会員であり、選挙日も引き続いて会員であるものとする。

第9章 当選者の事故

第25条 当選者が事故により14日以内に就任出来ないときは次点者がこれに当たる。

第26条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

10. 総会運営規程

第1条 この規程は、総会の民主的かつ効率的な運営を図るため、総会の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 前条の目的を達成するために、総会運営委員会を設置する。

- 第3条 総会運営委員会の委員は、理事会において選出する。
- 第4条 委嘱された委員は、委員長を互選し、それぞれの業務を行う。
- 第5条 総会運営委員会は、総会の信託に基づき、次の事項を協議し、総会の承認を得て運営する。
- (1) 議長団の選出
 - (2) 議事進行
 - (3) 総会出席会員の定足数確認
 - (4) その他総会運営について必要事項

第6条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

11. 慶弔規程

- 第1条 この規程は、会員の慶弔について必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程は申告があった者に対して適応する。
- 第2条 会員が結婚した場合は、祝電を打つ。
- 第3条 会員が死亡した場合は、弔慰金3万円及び生花又は花輪を贈り、弔電を打つ。
- 2 会員の直系の父母及び配偶者及び子ならびに同居の義父母が死亡したときは弔電を打つ。
- 第4条 会長が特に必要と認めた場合は、前条の規程にかかわらず処理することができる。この場合において会長は、後日理事会に報告し、事務処理をしなければならない。
- 第5条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

12. 病氣見舞規程

- 第1条 この規程は、会員の病氣見舞について必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程は申告があった者に対して適応する。
- 第2条 会員が病氣及び怪我で入院加療を要し、14日を越えた場合は5千円を見舞金として贈る。
- 第3条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

13. 名誉会員推薦規程

- 第1条 この規程は、本会の名誉会員推薦について必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程は、推薦時点において本会の会員である者に対して適応する。
- 第2条 理事会は下記の者を推薦することができる。
- (1) 本会の会長を経験した者。
 - (2) 本会の理事を5期10年以上経験し、かつ副会長を経験した者。
 - (3) 本会の理事を7期14年以上経験した者。
 - (4) 長年にわたり本会の運営に貢献した者。
- 第3条 この規程は、理事会の決議によって改正することができる。

附則（施行期日）

この規程は、平成26年6月1日より施行する。

附則（平成27年11月12日一部改正）

1. 部及び委員会設置に関する規程第6条の環境測定部を廃止し、管理士部を新設する。

附則（平成28年3月25日一部改正）

6. 会費納入規程 第2条
 - 2 定款第7条の正会員会費は年額8千円とする。
 - 3 定款第7条2の賛助会員会費は年額3万円とする。
7. 会員登録に関する規程 第2条
 - 2 正会員の入会金は3千円とする。但し技師籍登録年度内の者及び転入会員は入会金納入義務を免除する。
 - 3 賛助会員は入会金納入義務を免除する。

附則（平成29年5月26日一部改正）

- 2 前項の地区別は勤務地の所在地あるいは自宅住所地とし、県外勤務者及び在宅者は自宅住所地をもって所属地区とする。